

# 第4号議案 PTA 規約改正案

大阪府立槻の木高等学校 PTA 規約改正案（改正部分のみ）

現行（太字下線付きが変更箇所）	改正案（太字下線付きが追加箇所）
<p>第8条(学級委員)</p> <p>本会活動のため、会員の中から各クラス2名の学級委員を置く。</p> <p>(1)学級委員の選出は、各クラスの会員の互選による。</p> <p>(2)3年生のみ、学級委員から委員長1名を置く。</p> <p>(3)委員長の選出は、3年生の学級委員の互選による。</p>	<p>第8条(専門委員)</p> <p>本会活動のため、会員の中から各学年より各学年のクラス数を2倍した人数の専門委員を置く。</p> <p>(1)専門委員の選出は、各学年の会員の互選による。</p> <p>(2)3年生のみ、専門委員から3年生代表1名を置く。</p> <p>(3)3年生代表の選出は、3年生の専門委員の互選による。</p>
<p>第11条(実行委員会)</p> <p>実行委員会は、本会の会務を運営する。</p> <p>(1)実行委員会は、役員、3年生の学級委員長、各専門委員会の委員長、校長及び教頭で構成する。</p>	<p>第11条(実行委員会)</p> <p>実行委員会は、本会の会務を運営する。</p> <p>(1)実行委員会は、役員、3年生代表、各専門委員会の委員長、校長及び教頭で構成する。</p>
<p>第12条(専門委員会)</p> <p>本会活動のため、次の専門委員会を置く。</p> <p>(5)各専門委員会は、学級委員で構成する。</p> <p>(6)各専門委員会委員の選出は、学級委員の互選による。</p>	<p>第12条(専門委員会)</p> <p>本会活動のため、次の専門委員会を置く。</p> <p>(5)各専門委員会は、専門委員で構成する。</p> <p>(6)各専門委員会委員の選出は、専門委員の互選による。</p>
<p>付則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。</p> <p>平成17年5月 一部改正</p> <p>令和2年9月 一部改正</p> <p>令和5年5月 一部改正</p>	<p>付則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。</p> <p>平成17年5月 一部改正</p> <p>令和2年9月 一部改正</p> <p>令和5年5月 一部改正</p> <p><b>令和7年5月 一部改正</b></p>

大阪府立槻の木高等学校 P T A 役員及び会計監査人の選出に関する細則（改正部分のみ）

現行（太字下線付きが変更箇所）	改正案（太字下線付きが追加箇所）
<p>第3条</p> <p>指名委員会は、指名委員7名で構成する。</p> <p>(2)各学年の学級委員から各2名を選出する。</p>	<p>第3条</p> <p>指名委員会は、指名委員7名で構成する。</p> <p>(2)各学年の専門委員から各2名を選出する。</p>
<p>第4条</p> <p>前条の指名委員の選出は、役員、学級委員それぞれの互選によるものとする。</p>	<p>第4条</p> <p>前条の指名委員の選出は、役員、専門委員それぞれの互選によるものとする。</p>
<p>【付則】</p> <p>1. 本細則は令和2年9月19日より施行する。</p>	<p>【付則】</p> <p>1. 本細則は令和2年9月19日より施行する。</p> <p><b>令和7年5月 一部改正</b></p>